五　国立研究開発法人理化学研究所
六　国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
七　国立研究開発法人国立がん研究センター
八　国立研究開発法人国立循環器病研究センター
九　国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
十　国立研究開発法人国立国際医療研究センター
十一　国立研究開発法人国立成育医療研究センター
十二　国立研究開発法人国立長寿医療研究センター
十三　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
十四　国立研究開発法人国際農林水産業研究センター
十五　国立研究開発法人森林研究・整備機構
十六　国立研究開発法人水産研究・教育機構
十七　国立研究開発法人産業技術総合研究所
十八　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
十九　国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
二十　国立研究開発法人土木研究所
二十一　国立研究開発法人建築研究所
二十二　国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（国立研究開発法人日本医療研究開発機構法の一部改正）

第二条　国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第十七条」を「―第十七条の三」に改める。

第三条中「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」を「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」に、「第二条第八項」を「第二条第九項」に改める。

第十六条の次に次の一条を加える。

（株式等の取得及び保有）

第十六条の二　機構は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第三十四条の五第一項及び第二項の規定による株式又は新株予約権の取得及び保有を行うことができる。

第十七条第一項中「前条」を「第十六条」に改め、第三章中同条の次に次の二条を加える。

（基金の設置等）

第十七条の二　機構は、主務大臣が通則法第三十五条の四第一項に規定する中長期目標において第十六条各号に掲げる業務のうち科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の二第一項に規定する特定公募型研究開発業務として行うものに関する事項を定めた場合には、同項に規定する基金（以下この条及び次条において「基金」という。）を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。

2　政府は、予算の範囲内において、機構に対し、基金に充てる資金を補助することができる。

3　機構は、第一項の規定により基金を設けた場合には、当該基金に係る業務については、特別の勘定を設けて経理しなければならない。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用）

第十七条の三　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）の規定（罰則を含む。）は、基金に係る業務として機構が交付する助成金について準用する。この場合において、同法（第二条第七項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「国立研究開発法人日本医療研究開発機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「国立研究開発法人日本医療研究開発機構の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項第一号、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「国立研究開発法人日本医療研究開発機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「国立研究開発法人日本医療研究開発機構の事業年度」と読み替えるものとする。

（国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部改正）

第三条　国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

十三　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第三十四条の六第一項の規定による出資並びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるものを行うこと。

第十五条の次に次の一条を加える。

（株式等の取得及び保有）

第十五条の二　機構は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第三十四条の五第一項及び第二項の規定による株式又は新株予約権の取得及び保有を行うことができる。

（独立行政法人酒類総合研究所法の一部改正）

第四条　独立行政法人酒類総合研究所法（平成十一年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第十三条」を「―第十三条」に改める。

第十二条の次に次の一条を加える。

（株式等の取得及び保有）

第十二条の二　研究所は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第三十四条の五第一項及び第二項の規定による株式又は新株予約権の取得及び保有を行うことができる。

第十三条第一項中「前条」を「第十二条」に改める。

（独立行政法人国立科学博物館法の一部改正）

第五条　独立行政法人国立科学博物館法（平成十一年法律第百七十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第十三条」を「―第十三条」に改める。

第十二条の次に次の一条を加える。

（株式等の取得及び保有）

第十二条の二　科学博物館は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第三十四条の五第一項及び第二項の規定による株式又は新株予約権の取得及び保有を行うことができる。

第十三条第一項中「前条」を「第十二条」に改める。

（国立研究開発法人物質・材料研究機構法の一部改正）

第六条　国立研究開発法人物質・材料研究機構法（平成十一年法律第百七十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第十六条」を「―第十六条」に改める。

第十五条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第三十四条の六第一項の規定による出資並びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるものを行うこと。